

胎内市立学校の教育職員に関する業務量
管理・健康確保措置実施計画

令和 8 年 2 月

胎内市教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状 1
2. 目標 2
3. 計画の期間 2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 3
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて . . . 8

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本市においては、教育職員一人一人が心身ともに健康で、安心して教育活動に専念できる環境を整えることが、児童生徒の健やかな成長と持続可能な学校教育の実現に不可欠であると考えている。

近年、学校を取り巻く環境が複雑化・多様化する中で、教育職員が担う業務は多岐にわたり、その業務量や負担の在り方が大きな課題となっている。

こうした中、本市では、20年以上にわたり学校支援ボランティア組織の構築を進め、これが学校運営協議会へと発展するなど、地域の人的資源を生かした学校支援の基盤を形成してきた。また、いじめや不登校、家庭に課題を抱える児童生徒への対応については、教育委員会指導主事をはじめ、市の関係機関が連携し、学校を組織的に支える体制を構築してきた。

本計画は、こうした本市の取組を継続・強化しつつ、教育職員の業務量管理及び健康確保を、学校任せにすることなく、教育委員会が主体的に支え、関係機関や地域と連携しながら、無理なく継続的に進めていくための指針として策定するものである。

あわせて、業務量の増大に直結している分野を的確に捉え、特に、生徒指導上の重大又は複合的な課題への対応、中学校における業務負担の軽減、及び計画的な休養確保に関する取組を重点として取組を進めることにより、教育職員が本来の教育活動に専念できる環境を整え、教育の質の向上を図ることを目的とする。

(2) 本市の現状

- 本市では、令和6年3月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「胎内市立小中学校管理運営に関する規則第28条の2」を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。
- こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月37.8時間	29.8%	2.0%
中学校	月39.8時間	41.6%	7.9%

- 時間外在校等時間が月45時間を超える教育職員の割合は、小学校で29.8%、中学校で41.6%と高い状況にあり、特に中学校においてその傾向が顕著である。
- その背景として、生徒指導上の問題及びそれに伴う保護者への対応、部活動指導、学校行事の準備、成績処理及び各種提出書類の作成などの事務的業務等、教育職員が担う業務が多岐にわたっていることに加え、いじめや不登校、家庭に課題を抱える児童生徒への対応など、生徒指導上の課題に多くの時間と労力を要している状況が挙げられる。
- こうした状況を踏まえ、本市においては、業務量の縮減を一律に進めるのではなく、特に負担が集中しやすい分野や学校種に着目し、業務を一人で抱え込むことのない体制づくりや、役割分担及び業務の進め方の見直しを重点的に進めることが必要である。
- これらの課題に対応するため、本市では、業務量の適正化と教育職員の健康確保を一体的に進める観点から、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条」の規定に基づき、本計画を策定するものである。

2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおりである。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

ア 1箇月時間外在校等時間が 45 時間以下の割合を 100%にする

	R 6	R 8	R 9	R10	R11
小学校	70.2%	82%	88%	94%	100%
中学校	58.4%	75%	83.5%	92%	100%

イ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする

	R 6	R 8	R 9	R10	R11
小学校	37.8 時間	36 時間	34 時間	32 時間	30 時間
中学校	39.8 時間	37 時間	35 時間	33 時間	30 時間

※上記の数値は、業務改善の進捗状況を把握するための目安として設定するものであり、画一的な運用を求めるものではない。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和6年度の数値】

ア 年次有給休暇の取得促進

年間の年次有給休暇の平均取得日数について、段階的な向上を図り、令和11年度に12日以上とすることを旨とする。【9.6日】

	R 6	R 8	R 9	R10	R11
年次有給休暇平均取得日数	9.6日	10日	10.5日	11日	12日

イ ストレスチェックの結果を踏まえた職場環境の改善

【高ストレス者割合6.6%】

ストレスチェックにおける高ストレス者の割合については、令和6年度実績(6.6%)を踏まえ、引き続き低い水準を維持するとともに、職場環境の改善に向けた取組を進める。

※ 高ストレス者の割合は、個々の教育職員を評価・管理することを目的とするものではなく、職場環境の改善状況を把握するための参考指標として活用する。

※数値目標の取扱いについて

本章に掲げる数値目標や指標は、個々の教育職員を評価・管理することを目的とするものではなく、本計画に基づく取組の進捗状況を把握し、改善につなげるための参考として活用する。

3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本章においては、文部科学省が示す指針及び「学校・教師が担う業務に係る3分類」を踏まえ、本市における業務量管理及び教育職員の健康確保に関する取組のうち、特に業務量の増大に直結し、教育職員の負担感が大きい分野に重点を置いて整理する。

とりわけ、第1章において示した本市の現状を踏まえ、次の三点を本計画における重点的な取り組みの柱として位置付け、教育委員会が主体的に関与しながら、計画的に推進するものとする。

- ① 生徒指導上の重大又は複合的な課題への組織的対応の強化
- ② 中学校における業務負担の軽減に向けた取組の重点化
- ③ 計画的な休養確保を軸とした教育職員の健康管理

以下に示す各取組については、これらの重点との関係を明確にしつつ、学校任せにすることなく、教育委員会が支援者としての役割を果たすことにより、実効性の確保を図る。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校運営協議会及び学校支援ボランティア組織を活用した業務の整理

教育委員会は、学校運営協議会及び学校支援ボランティア組織を、教育活動を支える重要な地域資源として位置付け、各地域の実情を踏まえながら、登下校時の見守り活動や地域学校協働活動に係る関係者間の連絡調整等について、学校以外が担うことができる業務の整理を進める。

これらの取組については、学校運営協議会等において、地域・保護者の理解や合意を得ながら進めることとし、学校が個別に対応する業務を軽減することで、教育職員の業務負担の縮減を図る。

【分類・該当業務:学校以外が担うべき業務(①登下校時の見守り活動等、④地域学校協働活動の連絡調整等)】

イ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求への組織的対応

教育委員会は、学校では対応が困難な保護者等からの過剰な苦情や不当な要求について、学校に過度な負担が生じないように首長部局等と連携した相談体制の構築を検討するとともに行政機関の責任において対応できる体制の整備に努める。

これにより学校が個別に対応を抱え込むことのないよう組織的な対応を図る。

【分類・該当業務:学校以外が担うべき業務(⑤過剰な苦情や不当な要求への対応)】

ウ 【重点】生徒指導上の重大・複合的課題への対応

いじめ、不登校、家庭に課題を抱える児童生徒への対応など、生徒指導上の重大又は複合的な課題については、学校だけで抱え込むことなく、教育委員会が主体となり、関係機関と連携した支援体制のもとで対応を行う。

具体的には、いじめに起因する不登校等により、「いじめ防止対策推進法」に基づく「重大事態」となるおそれがある事案等に対しては、早期の段階から教育委員会が関与し、学校への助言や支援を行うとともに、保護者対応やいじめ対策会議の運営等について、組織的な支援を行う。

また、不登校や家庭環境等に起因する課題を抱える児童生徒への対応については、教育委員会指導主事がケース会議等に参画し、学校とともに支援方針を整理するなど、学校の負担軽減と支援の質の向上を図る。

あわせて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的人材や、市の関係部局、医療・警察等の関係機関と連携し、学校が安心して対応できる体制を構築する。

これらの取組を通じて、教職員が生徒指導上の課題を一人で抱え込むことのない環境を整えるとともに、教育委員会が支援者として当事者意識を持って関与することにより、教育職員の業務負担の軽減と、適切かつ継続的な児童生徒支援の両立を図る。

【分類・該当業務:教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務(⑱支援が必要な児童生徒・家庭への対応)】

エ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応における関係機関等の活用

教育委員会は、支援が必要な児童生徒及び家庭への対応について、教職員が個別に抱え込むことのないよう、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門職が生徒指導に関する校内会議に参加する体制を整える。

専門的な知見を活用しつつ、教職員が連携・協働して支援に当たる組織的な体制の構築を図り、教育職員の業務負担及び心理的負担の軽減につなげる。

【分類・該当業務:教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務(⑱支援が必要な児童生徒・家庭への対応)】

オ 【重点】授業準備、学習評価及び成績処理に係る業務の負担軽減

教育委員会は、授業準備、学習評価及び成績処理に係る教育職員の業務負担の軽減を図るため、教員業務支援員の配置や校務支援システムの機能活用等、必要な環境整備を進める。

あわせて、授業の質や評価の適切性に配慮しつつ、自動採点技術等の活用を含め、教育職員が本来の教育活動に注力できるよう、事務的負担の軽減に向けた取組を推進する。

【分類・該当業務:教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務(⑮授業準備、⑯学習評価・成績処理)】

カ 【重点】部活動の地域展開の推進

教育委員会は、部活動の地域展開について、国の方針を踏まえつつ、関係団体と連携しながら、令和8年度からの休日における地域での活動実施を見据え、計画的に取組を進める。

あわせて、平日の部活動についても、活動時間の適正化や指導体制の整備を進め、教育職員の過度な負担が生じないように配慮する。

【分類・該当業務:学校以外が担うべき業務/教師以外が担うことが適切な業務(⑬部活動)】

ク 学校施設管理業務の外部委託

教育委員会は、学校施設管理業務について、外部委託を積極的に活用する。

特に、学校プールの管理業務及び指導補助については外部委託を実施し、教育職員が担う業務の軽減を図っており、今後も業務の効率化と安全性の確保の両立を図る。

【分類・該当業務：教師以外が担うことが適切な業務(⑨学校施設・設備の管理)】

ケ 学校徴収金の徴収・管理の公会計化

教育委員会は、学校徴収金の徴収・管理に係る教育職員の業務負担の軽減を図るため、給食費等の学校徴収金について、歳入歳出予算に組み入れる対象範囲や徴収手続き等の精査を進める。

その上で、関係部局と連携しながら、令和9年度予算を目途に、公会計化の実施に向けた取組を進める。

【分類・該当業務：学校以外が担うべき業務(③学校徴収金の徴収・管理)】

(2) 学校における措置の推進

学校においては、教育職員が担う業務の適正化を図るため、本計画の趣旨を踏まえ、各学校の実情に応じた取組を進めるものとする。

その際、本計画に基づく取組が、かえって業務量の増加や形式的な対応につながることをないよう留意するものとする。

教育委員会は、学校の取組が過度な負担とならないよう、必要な支援や助言を行う。

ア 教育課程及び年間指導計画の適正な編成

各学校においては、教育課程の編成に当たり、年間総授業時数及び週当たり授業時数について、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。

特に、標準授業時数を大幅に上回る編成となっている場合には(例：小学校第4学年以上において年間1086単位時間以上となる場合)、指導内容の充実や教育効果とのバランスに十分配慮しつつ、指導体制を踏まえた適切な見直しを行う。

イ 校務分掌及び業務配分の見直し

各学校においては、校務分掌や業務配分について、特定の教職員に業務が集中することのないよう点検を行い、必要に応じて見直しを行う。

教育委員会は、こうした見直しが円滑に進むよう、学校の状況に応じた助言や支援を行う。

ウ 行事・会議等の精選及び日課表の工夫

各学校においては、行事や会議等について、当初の目的や教育的効果を踏まえ、形骸化しているものや十分な効果が見込めないものを見直しを行う。

あわせて、清掃時間や放課後の活動時間の設定など、日課表の工夫により、教育職員の業務が可能な限り勤務時間内で完結するよう配慮する。

エ 校務の効率化及びデジタル技術の活用

各学校においては、校務支援システム等のデジタル技術を活用し、校務の効率化を図るとともに、業務の重複や非効率な手続きを見直す。

その際、デジタル技術の活用自体が目的化することのないよう留意し、教育職員の業務負担の軽減につながる取組を推進する。

教育委員会は、「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」等を活用した自己点検の取組を支援するとともに、校務の効率化が実効性をもって進むよう、必要な環境整備や助言を行う。

あわせて、校務における定型的・補助的な業務の効率化に資する観点から、個人情報への取扱いや活用範囲に十分留意した上で、生成AI等の新たな技術の活用についても検討を進める。

オ 時間外の連絡対応の見直し

教育委員会は、勤務時間外における電話対応等に係る教育職員の負担軽減を図るため、留守番電話機能や電話の録音機能の整備を進める。

その際、令和9年度までを目途に、各学校の状況を踏まえつつ、順次必要な環境整備を行う。

これらの取組の実施に当たっては、学校の実情を踏まえ、管理職の適切な判断により柔軟に運用するものとする。

また、各学校において判断に迷う事項が生じた場合には、教育委員会が必要に応じて関与し、学校とともに対応を検討する。

教育委員会は、学校の取組状況を把握し、必要に応じて支援や見直しを行う。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育委員会は、教育職員の心身の健康及び福祉を確保することが、安定的かつ質の高い教育活動を継続するための基盤であることを踏まえ、労働安全衛生法等の関係法令を遵守するとともに、教育職員が無理なく働き続けることのできる環境づくりを重視した取組を推進する。

ア 【重点】計画的な休養の確保を軸とした健康管理

教育委員会は、教育職員が十分な休養を確保できるよう、年次有給休暇の積極的な取得を促進するとともに、長期休業期間等を活用した一斉学校無人化（学校閉庁・無人化）を実施する。

あわせて、早出遅出勤務制度について、長期休業期間中における取組を継続するとともに、学校の実情を踏まえながら、年間を通じた柔軟な運用について検討を進める。

イ 長時間勤務者への早期対応と業務の見直し

教育委員会は、時間外在校等時間が一定の水準を超えた教育職員に対し、医師による面接指導を実施するなど、心身の健康確保に向けた対応を行う。

その際、当該教育職員が業務を一人で抱え込むことのないよう、管理職と連携し、業務内容や業務配分の見直し等について必要な支援を行う。

ウ ストレスチェック等を活用した職場環境の改善

教育委員会は、全ての学校においてストレスチェックを実施するとともに、実施後の集団分析の結果等を活用し、職場環境の改善につなげる。

その際、個々の教育職員が不利益を被ることのないよう十分に配慮し、安心して相談できる職場づくりを推進する。

エ 休息时间確保に関する考え方の整理

教育委員会は、教育職員の心身の健康を確保するため、十分な休息時間を確保することが重要であるとの観点から、11時間を目安とする勤務間インターバルの考え方についても参考としつつ、年次有給休暇の取得促進や一斉学校無人化等、本市において実施している休養確保の取組との整合を図る。

その際、学校現場の実情を踏まえ、画一的な運用や新たな負担を生じさせることのないよう配慮する。

これらの取組の実施に当たっては、教育職員の健康確保を第一に考え、教育委員会が主体的に関与し、学校現場の実情を踏まえながら、必要に応じて取組内容の見直しを行う。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

本計画に基づく業務量管理及び教育職員の健康確保に関する取組については、教育委員会が主体となり、その着実な実行と実効性の確保を図るため、継続的な把握・検証及び必要な改善を行うものとする。

その際、教育委員会は、学校現場に過度な負担を生じさせることのないよう留意し、既存の仕組みやデータを有効に活用しながら、各年度における重点的な取組事項を整理した上で、年度内の実施及び点検を行い、学校現場の状況や取組の進捗を踏まえつつ、必要に応じて改善を図りながら、計画的なフォローアップを行う。

(1) 在校等時間等の状況把握及び公表

教育委員会は、市内各学校における教育職員の在校等時間の状況について、出退勤管理システム等を活用して継続的に把握する。

その結果については、年度ごとに整理し、市ホームページ等を通じて公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告する。

また、在校等時間の状況については、教育委員会において定期的に確認し、特定の学校や教育職員に負担が集中している状況が見られる場合には、早期に対応できるよう努める。

(2) 具体的措置の取組状況の確認及び支援

教育委員会は、本計画に位置付けた業務量管理・健康確保措置について、その取組状況を把握し、市内の定例会議や校長会等の場において共有する。

あわせて、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰り、休憩時間の確保等に課題が見られる学校に対しては、当該学校の状況を丁寧に把握した上で、必要に応じて聞き取りや助言を行い、当該年度中に改善が図られるよう個別の支援を行う。

(3) 医療・福祉等の専門人材及び支援体制の充実

児童生徒への支援を充実させるとともに、教育職員の負担軽減を図るため、教育委員会は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の医療・福祉に関する専門人材の確保について、関係部局及び関係機関と連携して取り組む。

あわせて、教員業務支援員の配置や地域ボランティアの確保・充実についても、首長部局や学校運営協議会と連携しながら進める。

(4) データ及び指標の活用による検証

時間外在校等時間に係る状況については、出退勤管理システムにより把握するとともに、教育職員の心身の健康に関する状況については、ストレスチェックの集団分析結果等を参考に把握する。

これらのデータは、教育職員の働き方や健康状態を評価・管理するためではなく、課題の把握や取組の改善に生かすことを目的として活用する。

(5) 学校・管理職への支援及び研修の充実

各学校における働き方改革の取組が着実に進むよう、教育委員会は、校長会等の

機会を捉えて本計画の趣旨や取組内容の周知を行う。

あわせて、管理職を対象としたマネジメントや業務改善に関する研修の充実を図るなど、学校運営を支える取組を進める。

(6) 保護者・地域との共有及び理解促進

業務量管理・健康確保措置の実効性を高めるため、教育委員会は、首長部局と連携し、保護者や地域住民、自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする取組内容について周知を行う。

その際、学校運営協議会等を通じて、取組の趣旨や方向性について理解を得るとともに、地域・保護者の協力が必要な事項については、具体的な協力を得られるよう努める。

(7) 計画の見直し

社会状況や学校現場の状況の変化、国及び県の動向等を踏まえ、本計画については必要に応じて見直しを行う。